

## 平成 26 年度 第 3 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て支援課	
開催日時	2014 年 8 月 22 日（金） 19:00～20:20	
開催場所	台東区役所 4 階 庁議室	
議題	<p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>（1）報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">居住実態が把握できない児童に関する台東区の取組みについて</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども・子育て支援新制度における保育料について</p> <p>（2）審議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">（仮称）台東区次世代育成支援計画中間のまとめ（案）について</p> <p>（3）その他</p>	
出席者	委員	<p>松原委員長、堀内副委員長、宇津木委員、澤田委員、藤巻委員、森部委員、善平委員、生駒委員、馬上委員、荒川委員（企画財政部長）、西島委員（区民部長）、清古委員（健康部長）、神部委員（教育委員会事務局次長）</p> <p>欠席</p> <p>浅野委員、富坂委員、河野委員、稲沢委員</p>
	関係課	<p>柴崎課長（庶務課）、田中課長（学務課）、前田課長（児童保育課）、藤森課長（指導課）、上野副参事（教育委員会事務局）</p>
	事務局	酒井課長、宮野係長（子育て支援課）

配付資料	<p>資料 1 （仮称）台東区次世代育成支援計画中間のまとめ（案）について</p> <p>資料 1・別冊 （仮称）台東区次世代育成支援計画中間のまとめ（案）（机上配付資料）</p> <p>資料 2 居住実態が把握できない児童に関する台東区の取組みについて</p> <p>資料 3 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について</p> <p>資料 4 子ども・子育て支援新制度における保育料について</p> <p>・次第</p>
------	--

## 審 議 結 果

### (仮称)台東区次世代育成支援計画中間のまとめ(案)について

資料に基づき事務局から説明があり、全体としては了承された。委員から出た主な意見は以下のとおり

- ・ 保育園も幼稚園も使っていない人たちへの支援の取組みをまとめて、柱立てしてほしい。
- ・ 保育の量だけにこだわらず、学童保育も含めて、質の高さを保ってほしい。
- ・ 放課後対策として、学校の中の居場所づくりを検討してほしい。

## 検 討 経 過

### 1. 開会

事務局：皆様こんばんは。定刻となりましたので始めさせていただきます。私は事務局を務めます子育て支援課長の酒井と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

会議に入ります前に資料の確認と訂正をお願いいたします。まず事前送付しました資料1でございますが、(仮称)台東区次世代育成支援計画中間のまとめについてというものをお送りしていると思います。そちらにつきましてですが、こちらまとめについてという表記をしておりますが、まとめ案についてということで、案という言葉を一言入れていただければと思います。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それから、次に本日机前にお配りしたものについての確認でございます。本日の次第、それから資料2 居住実態が把握できない児童に関する台東区の取組みについて、資料3 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について、資料4 子ども・子育て支援新制度における保育料について、以上でございます。足りないものがありましたら、お手をお上げくだされば事務局がお持ちいたします。いかがでしょうか。

それではこれから議事進行は松原委員長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 2. 議 事

松原委員長：お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは平成26年度、第3回台東区次世代育成支援地域協議会を開会いたします。議事に入ります前に恒例でございますが、傍聴についてお諮りいたします。今日提出されている傍聴願ひについては許可をいたしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(異議なし)

松原委員長：それでは傍聴の方にお入りいただきたいと思ひます。

## (1) 事業報告

松原委員長：それでは、今日用意されました議事次第に沿って議事を進めてまいります。まず報告事項として3点上がっておりますので、これからお願いしたいと思います。子育て支援課長から報告をお願いいたします。

### 居住実態が把握できない児童に関する台東区の取組みについて

酒井課長：それでは報告事項の 居住実態が把握できない児童に関する台東区の取組みについてからご報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。

住民基本台帳に記録があるにもかかわらず乳幼児健診を受けていない、あるいは児童手当の通知が届かない、就学状況が不明であるなどのことから、児童の居住実態が把握できない場合がございます。そのような児童の家庭は、養育支援が特に必要である可能性も考えられることから、台東区といたしましては、これまでも当該児童の所在の把握に取り組んでまいりました。

それでは項番 1、区の体制及び取組みについて、をご覧ください。これまで本区では、教育委員会・保健所・子育て支援課におきまして情報共有をしながら、家庭訪問、保育園・幼稚園等の在籍確認、出入国の照会、前住所地の調査等を実施しまして、所在の把握や対応を行ってきております。今後は、より早期の段階における情報の一元化、役割分担の明確化を図りまして、関係部署間の連携体制の更なる強化による迅速な対応に務めてまいります。

それでは項番 2、居住実態が把握できない児童の人数でございます。先週の8月13日現在の数字で、5人でございます。この5人ですが、このうちの1人は先週他自治体に転出したことが確認できてございます。それから参考としまして7月の半ばでしたか、新聞報道にございました厚生労働省調査の結果もお示ししました。台東区が平成26年5月1日時点で居住実態不明として把握しました児童は29人ございました。その後各種調査を実施いたしまして、29人のうち居住実態が把握できない児童は7月8日には22人になりまして、8月13日は2人となりました。なお、この2人は今申し上げました8月13日時点の5人に含まれているものでございます。

松原委員長：何かご質問・ご意見がございになりますか。今後この実質的な4人については、どのような方策を採られていくのですか。

酒井課長：このうち、本当に心配だというのは1人です。この1人につきましては、児童相談所と相談をしております。もう一つ調査をかけましたら児童相談所に送致をする予定でございます。他の方は、出入国を繰り返しているような方なので、安否については入国管理局で把握しているのが安心なのですが、ただ台東区の住所を置いてあるところに姿がないということなので、この方たちについても出入国調査をかけつつ、安否を確認していこうと思っております。

松原委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

## 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

松原委員長：それでは報告事項の二つ目をお願いしたいと思います。

上野副参事：それでは私からご説明させていただきます。お手元の資料 3 をご覧ください。8 月 21 日に開かれました台東区議会子育て支援特別委員会において、子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定につきまして、その内容をご報告いたしました。本日はその内容をご報告いたします。

初めに項番 1、意見聴取等の実施概要についてでございます。概要につきましては、資料の通りでございます。パブリックコメントでは、13 人の方から約 30 件のご意見をご提出いただいております。

次に項番 2、基準の内容についてでございます。内容につきましては、前回ご説明し、ご意見を求めたものと同じものでございます。

次に項番 3、スケジュールでございます。区民の皆様などから寄せられましたご意見を踏まえ、基準を策定してまいります。決定した基準につきましては、第 3 回区議会定例会に報告すると共に、(1)から(3)までの基準につきましては、議会での手続きを経て条例として定めてまいります。その他の日程につきましては、資料の通りでございます。

最後に項番 4、パブリックコメントなどでの主な意見でございます。主なものを基準ごとにまとめてございます。パブリックコメントに寄せられたご意見につきましては、後日ホームページに回答を添えて掲載してまいります。

松原委員長：ありがとうございます。何かご質問・ご意見はありますか。

大体パブリックコメントの時は、行政側が少し見解を付けて公表をするような形が一般的ですが、様式はどんな形で公表されようとしているのですか。

上野副参事：その件につきましては、今回ご質問をいただいたものに対して、その横に回答を付けるような形の表にしたものでお見せしようかと考えてございます。

松原委員長：ご意見については。

上野副参事：ご意見につきましても全て。大変長い文章になっている方もありましたので、その部分は少し要約をさせていただいたものでお出しする予定でございます。

松原委員長：特にパブリックコメントを経て、今までの議論の中身が変わったことはないですか。

上野副参事：区案について、変えた方が良いというご意見をいただきましたのは、保育の必要性の認定に係る部分で、1 カ月の就労下限時間を 52 時間から 48 時間にしようかというご意見を多数いただいているところでございます。この意見を踏まえて現在検討しているところでございます。

松原委員長：他にはいかがですか。

### 子ども・子育て支援新制度における保育料について

松原委員長：それでは3番目についてご報告をお願いします。

上野副参事：それでは続きまして資料4をご覧ください。子ども・子育て支援新制度における保育料について、をご報告いたします。現在教育委員会では、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育施設と地域型保育事業に係る保育料について、資料に記載した内容で検討を行っております。11月から始まる27年4月以降の入園申込みに合わせ、9月下旬には新たな保育料金をお示ししていきたいと考えてございます。それでは新たに設定する保育料等について、その内容をご説明いたします。

まず項番1、区が定める種類の拡大でございます。新制度においては、給付の対象となる施設と事業について、区がその保育料を設定してまいります。そのため表中の太枠内について新たに設定してまいります。

次に項番2、保育必要量に応じた保育料の設定でございます。新制度における保育の利用については、保育時間の長さに応じて2種類の保育料を定めることとなります。新たに定める短時間の保育料につきましては、保育時間が短いことから保育標準時間の保育料よりも低く設定することを検討しております。

次に項番3、応能負担の導入についてでございます。新制度では、保護者の属している世帯の所得状況などを勘案して、保育料を定めることとしております。そのため、給付を受ける幼稚園の保育料につきましても、一律負担から応能負担に変更いたします。所得状況については、住民税を基準といたします。そのため、現在所得税を基準としている保育所保育料については、階層区分の変更を行います。変更の際には、階層区分の税額に、廃止前の年少扶養控除等の算定を反映させることで、現在実施しております再計算措置は行わないことといたします。なお、区単独で行っております、いわゆるみなし寡婦控除の再計算の措置につきましては、引き続き実施してまいります。新しい保育料につきましては、来春の入園選択に必要な情報でございますので、入園申込みの前にその料金表を提示できるよう準備してまいります。しかしながら、関係する条例改正につきましては、国の詳細決定をもって着手してまいります。

松原委員長：このことについてご質問はいかがでしょう。

森部委員：決められて発表する時に、どのような形で発表されるのか、今の話だけではよくつかめなかったのですが。応能負担のこともあるし、どういう感じで保育料はこうなりますよと発表されるのか。

上野副参事：現在、毎年10月下旬に、保育園等の入園申込みのしおりですとか、幼稚園については募集要項をお配りしておりますので、まずこの中で新しい料金表をお示しすることを考えてございます。また、現在ホームページ上に新制度についてのページを開いておりますが、この中でも公表してまいりたいと考えてございます。

松原委員長：今までは、住民税がいくらまでの方で、何歳児未満がいくらで、3歳児以上がいくらというフォーマットがあったと思いますが、大体それに似通った形で出てくるのですか。

上野副参事：はい。ほぼ現在と同じ表をお示ししていくことで考えてございます。

森部委員：まだ、イメージができないのですが。自分のことを考えますと、私立幼稚園としては、例えば1か月の保育料が2万5,000円とかポンと出してしまうではないですか。一括ですから、当然ですね。だから、それと今回決められたものをダースと出されると、相当な格差が見えるような感じがするのです、一般には。本当は違いますよ。違うのだけれど、パッと見るとこちらは2万5,000円。こちらが例えば8,000円とか、金額は分かりませんが、そういうふうにかかれると、どうしてこんなに差があるのかと普通の保護者の方は思うのではないかと思ったから、どういう発表のしかたをされるのか、知りたいと思ったのです。

松原委員長：従来通りで変わらないということですね。今でもそういうのは見えますものね。

上野副参事：私立幼稚園の保育料につきましては、今回初めて区が設定をしておりますので、給付に入る私立幼稚園と、給付に入らない幼稚園とでは、料金が異なる旨を十分にご理解いただけるような工夫をしてお出ししていくことを考えております。

森部委員：もちろん私たちも努力しなければいけないことは分かっているし、しなければいけないのです。ただ、そういう所得別は、保育園は今も同じようですが、私立幼稚園の分野は今までこういうものはなかったと思うのです。だからそれがポツと出てくるので、初めて見られた方は何だろうと思われる場合があるので、我々が努力をして、こういうことですよという説明はしますけれども、そういうことも起きる可能性があるということでお話をしたわけです。

松原委員長：そうですね。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

## (1) 審議事項

### (仮称)台東区次世代育成支援計画中間のまとめ(案)について

松原委員長：それでは報告事項を終わりました。審議事項は一つでございます。台東区次世代育成支援計画中間のまとめ(案)について、資料に沿ってご説明をお願いいたします。

酒井課長：それでは、(仮称)台東区次世代育成支援計画中間のまとめ(案)について、ご説明を申し上げます。資料に沿った説明に入ります前に、これまでの計画策定作業の経緯を簡単に申し上げます。本協議会にはこれまでも現行計画の進捗状況ですとか、区の子育て施策に関するさまざまな事業についてご報告を行いまして、ご意見をいただいております。それらも踏まえまして、この計画の策定作業は、現行の次世代育成支援地域行動計画を引き継ぎつつ、新たな計画を策定するという考え方で進めてきたものでございます。

前年度末である3月には、計画の骨子案をお示ししまして、今年度に入りまして5月には、計画の一部分となる法定の子ども・子育て支援事業計画の計画事業と、量の見込みの素案をお示ししてまいりました。そういったことを踏まえまして、本日は中間のまとめ案をお示しするものでございます。案の全体につきましては、冊子の形にまとめてございますので、詳しい内容は後ほどそちらをご覧ください。本日は、基本的に資料1、A4、2枚組の資料、(仮称)台東区次世代育成支援計画中間のまとめ(案)について、というこちらの概要をまとめた資料に沿ってご説明をさせていただきます。

それではまず項番1の計画の名称についてでございます。これまでこの計画は、仮称として進めてまいりましたけれども、名前を決めたいと思っております。新たな計画は、骨子案の時点でもご説明申し上げましたが、現行計画の理念や視点を引き継ぐものとして策定作業を進めております。つまり、次世代に広く目配りした計画であるということでございます。具体的な取組みにつきましても、量的には拡充しなければいけない部分はあるのですが、質的な変化はないということで、名称も次世代育成支援の部分を引き継ぎたいと考えておりまして、新たな計画は、台東区次世代育成支援計画、とさせていただきたいと考えております。

次に項番2、計画策定の趣旨でございます。記載の内容をかいつまんでご説明申し上げます。まず社会状況の認識についてでございます。近年、少子化や核家族化等の進展により、子育て家庭の子育てに対する負担や不安・孤立感が高まっていること、経済状況等も、上向きつつありますが依然として厳しい状況にあり、共働きや非正規雇用が増加していることや、女性の力を活用した経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められていることを挙げてございます。課題認識といたしましては、このような環境を踏まえ、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくこと、子どもたちがすこやかに育ち、幸せに生き、将来円滑な社会生活を営むことができるような支援をすることが不可欠であることを挙げてございます。

国の動きといたしましては、平成24年8月に子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連三法を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートすることとしたこと。そして、区のこれまでの取組みや現状といたしましては、台東区次世代育成支援地域行動計画に基づいて、次世代育成支援のための施策事業に取り組んでまいりましたが、保育需要が高まり続けていること、保護者の養育困難等で支援の必要な児童数もこの数年増加しているといった課題をお示ししてございます。今申し上げましたような社会状況や国の動き、区の取組みや課題を踏まえまして、区は台東区次世代育成支援地域行動計画を引き継ぎ、新たに子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を包含した計画を策定することが策定の趣旨でございます。

2ページをご覧ください。項番3、計画の性格・位置付け及び期間でございます。こちら5点について記載がございます。1点目は対象でございますが、対象は概ね18歳未満の子どもと子育て家庭、地域、企業、行政等であること。2点目は、区の次世代育成支援の方向性等を総合的に定める計画であること。3点目は、子ども・子育て支援新制度を円滑に進めるための法定計画を包含すること。4点目は、区の基本構想や長期総合計画、その他関連する個別計画と調和・連携する計画とすること。5点目は、計画期間は平成27年度からの5年間であるというものでございます。

次に項番4、計画策定の主なポイント、すなわち重点項目に当たるものでございます。こちら

も5点ございます。1点目が妊娠・出産支援、2点目が待機児童の解消、3点目が教育・保育の質の向上、4点目が利用者支援、5点目が児童虐待の未然防止でございます。いずれも今お示しておりますのは、法定計画に関わる項目でございます。こちらの新しい計画は、次世代育成ということで、先ほど申し上げましたように概ね18歳未満までの子どもを対象にしておりますので、法定外の部分につきましても重点項目をこれから出したいなと思っております、その点につきましては今後さらに検討してまいりたいと思っております。

続きまして項番5、計画の内容についてでございます。まず(1)基本理念、それから(2)の基本的な視点についてでございます。基本理念はこちらに記載の通り、子どもたちの笑顔にあふれ、にぎわいと活力のまち・たいとうでございます。基本的な視点は3点でございます、視点1が次代を担う子どもの成長と自立を支援する、視点2、親がゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境を整備する、視点3、地域の様々な人々が参加し、一体となって子育てを応援するというものでございます。

続きまして3ページをご覧ください。基本目標及び施策の展開についてでございます。こちら骨子案をお示した際の説明と重複してしまいますけれども、基本目標は五つでございます。現行計画は四つございましたので、一つ増やして五つに変えたというものでございます。その変えた部分でございますが、子どもの健全な成長の場を提供するという現行計画の基本目標の一つを基本目標の2番と3番に分割しまして、2番の教育・保育の質と量を充実する、それから3番の子どもや親の学びと遊びの場を整備するという二つに分けてございます。そして施策の展開につきましては、現時点では基本目標ごとに三つ、ないし四つ挙げてございまして、全部で19としております。こちらなのですが、基本的には第1には現状と課題、これまでの区のお示しを、二つ目にそれらを踏まえた今後の取組みをお示しし、三つ目に実際にどのような事業によってその取組みを進めていくのか、現在想定し得る事業例をお示しするという形で記載をいたしております。

記載につきまして一つ例を挙げてご説明します。この中の基本目標2番の二つ目の白丸、多様な保育サービスの充実を例として、中間のまとめの冊子を用いてご説明申し上げたいと存じます。冊子をお開きください。21ページの真ん中、多様な保育サービスの充実というところがございしますが、そちらをご覧ください。まず現状と課題と見出しを付けたところがございます。こちらには第1段落目に多様な保育サービスの現状としまして、区の現在の取組みとして提供しております保育サービスをお示ししており、一時保育・いっとき保育・病後児保育等の記載がそれに当たります。そして2段落目に課題といたしまして、平成25年度実施のニーズ調査で把握しました一時預かり事業や病児・病後児保育の利用意向をお示しし、保育サービスの拡充の検討が必要であることを記載してございます。次に取組みの方向性と見出しを付けたところがございますが、こちらでは下から3行目にありますように、延長保育、病児・病後児保育、ショートステイの拡充などを図っていくという今後の方向性をお示ししてございます。

22ページをお開きください。こちらの上の破線の四角の囲みのところがございます。こちらには取組みを進めていくために現在想定し得る事業例をお示ししてございます。これは一例でございますので、その他18の施策の展開につきましても、概ねこのような形で記載をしておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

中間のまとめの内容はただいまご説明したようなことで以上でございますが、記述が不足して

いるところ、あるいは整理がしきれていないところもあると思います。ご意見はもちろんです、不明点に対しましてもご指摘・ご質問をいただければ幸いです。

それから、今年度台東区では、この計画以外にも多数の計画の策定作業を行っております。その中にはこの計画に関連するものも複数ございます。区の計画として相互に調整しながら作業を進めてまいりますので、今後区の計画の検討が進み、こちらの計画に採り入れられる部分があれば入れる、修正する部分があれば修正をするといったことが出てくる可能性がございますので、その点につきましてはご理解をいただければと思っております。

それでは資料1にお戻りください。資料1の4ページをご覧ください。項番6の今後のスケジュールでございます。平成26年9月24日の第3回区議会定例会にて中間のまとめ案を報告いたします。その後10月に入りまして、中間のまとめ案についてパブリックコメントを実施いたします。平成27年1月中旬、本協議会にて最終案のご審議をいただいた後、2月第1回区議会定例会に最終案を報告。3月計画公表という予定で進めていきたいと考えてございます。ぜひ忌憚のないご意見をいただければと存じますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

松原委員長：ありがとうございました。スケジュールを見ますと、細かい事業内容はともかくとして、組み立て方ですとか、考え方とか、そういったことについてご意見を出していただくのは、この協議会では今日だけということになりますので、皆様のご意見をぜひ伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

私から一つ。気になるのは、この冊子で言うと37ページのところで示してあるのですが、地域子ども・子育て支援事業を、要するに保育園も幼稚園も使っていない人たちの支援、子育て支援拠点とかを入れる箱と言うか柱は、この資料1の2ページの、主要なポイントを後で重点項目を足しますとおっしゃったところに入っているのか。しかし、基本目標の1から5を見て、なかなかそこは収まる箱がこの中では見いだせないのですが、それはどこか入るところがあるのですか。今子育てをされている方にとっては、集まる場所ですとか、そこでのさまざまな情報交換や支援が必要になってくると思うのです。

酒井課長：それは、いくつかのところに入っています。31ページの、基本目標4の(4)に当たります事業例のところをご覧いただきたいのですが、親子あそびプログラムですとか、子育て総合相談ですとか、当事者による子育て情報誌の作成、このあたりが現在も実施をしているものでございまして、これがその一つに当たります。

松原委員長：子育てに関する情報提供と人のつながりの強化というのは、何となくなじまないかなというのが個人的な感想ですが。

酒井課長：それから母子保健ですとか。

松原委員長 母子保健は母子保健になってしまうのです。単純に言うと、もう少し親子ひろばだとか、集いのひろばだとか、そういうものを充実していく必要があると思うのです。

酒井課長：ひろばですとかそういったものは引き続きやっていくつもりでございます。

松原委員長：もちろんそれは分かっているのですが、きちんと箱があるといいなと。

酒井課長：あとは基本目標3の(4)の安心できる遊び場の整備ですとか、そういったところでも位置付けていきたいと思っております。

松原委員長：分散させるよりもどこか一つ柱をとということです。たぶん基本目標4の丸印の中に一つそういうものが入ってきてもいいかなと思います。他にいかがでしょうか。

善平委員：小児医療のところでは伺いたいのですが、永寿総合病院と小児医療のことで政策的医療を展開しているという記述があるのですが、具体的に教えていただけますか。20ページです。

酒井課長：こちらについては、今実際にやっているものなのですが、不足をする医療については永寿総合病院と協定を結んでやってもらっているという形がありまして、それについての現状を一つ、小児科の部分でお示しをしたということでございます。

善平委員：よく分からないのですけれど。

清古委員：産科もそうなのですが、産科とか小児科が不足しておりまして、それを台東区の中で安心して子どもを産み育てるということで、なかなか普通の病院だけでは厳しいものがありますので、永寿総合病院を、中核病院なのですが、そういう拠点にして、行政がお金を出して、小児科医・産科医を確保していただいているのです。それでここの病院で分娩とか小児科を確保してもらっているということの説明なのです。

ですので、ここで私が言うのもなんですが、産科も入れてもらえるとありがたいと思っているのですが。

松原委員長：他にいかがでしょう。

森部委員：ここで言わないとどんどん次に行ってしまうわけですね。具体的なことは今まで私自身いろいろ話してきたつもりです。こういうものについてこれから基準を決められたりして施策へ行くわけですが、やはり先ほど委員長も言われておりましたが、今子育てをしている方は、やはり非常に情報提供が欲しいと思っているのです。ですから、人のつながりの強化よりも、そういう交流をする中で情報を集めて、安心して子育てをしたいと考えられていると思うのです。だから、前回もお話したと思うのですが、そういう会はできるだけ充実させてほしいとお願いしました。そういうことと共に、今言われたように、そういう時にそういう施設がきちんとあると、ここに行けばそういうことができるのだと思うと、安心していただけるのではないかと。

なかなか今、お年寄りからいろいろなことを聞くということができないので、やはりそういう交流を大事にすることも、そしてその中でやはり子育てって楽しいことなのだと理解して行って

もらって、保護者にそうなってほしいなと思うのです。それと共に働かなければいけない方はもちろんいますから、そこに対しての就労の支援はやはり必要だと思えますから、それはやっていただきたい。

で、0歳児の問題についてはもう意見を言っているのではありませんが、ただ、やはり質を下げないこと、質を高めて、そして量だけにこだわらない。量も大事です。120人も待機児童がいるということについてはその認識はあります。けれども、そういう中でも、どうしていったらいいのか、それにはいろいろな方法があると思います。0歳児のことも私は話しましたが、何でも人数だけとか量だけで行ってしまうと、非常に恐ろしいことが起きるような感じがします。

そして、この場においても、私はいつも思うのですが、事業所を運営されている方が入られて、事業所もどんな協力ができるのだろうか、そういうことをしていく方向でやっていかないと、なかなか柔軟な勤務体系というのは生まれてこないのではないかなと思うのです。本当に働きたい人が働けて、そして充実した働き方ができるということが非常に大事ではないか、そういうためにどうするのか。だから、ここの中で分けられたことはいろいろあるので、非常にいいことだと思うのですが、その辺のところをしっかりと進めていく。組み立てられる時にそこをやはり考えていただかないと、量だけが最優先になると大変だと思います。

あとは、運用をする時にどう運用していけるのか。もちろん従わなければいけない基準はあるわけですが、でも区としてこれがやれるんだ、こうしていった方がいいと思う、それこそそれが台東区だと行政でおっしゃるなら、そういう方向を進められる。それをやはりもっといろいろな方から知恵を集めてされるのが大事ではないかなと思っています。

松原委員長：他にいかがでしょうか。森部委員がおっしゃったのですが、いろいろな施策を台東区でされていて、どれだけ周知ができるのかというのがあると思うのです。そこは何かお考えがありますか。この冊子が最終案としてでき上がっても、なかなか全員が全ページは読んでくださらないですよ。

酒井課長：今具体的にこれをというのは難しいのですが、利用者支援という事業を進める予定でございますので、そういったところで子育てをしていらっしゃる方のご意向に合った、あるいは本来のその方の状況に合ったサービスを、こちらの方でもお示しをしながら、やっていけるような形のものはやりたいと思っております。

松原委員長：他にいかがでしょうか。

善平委員：児童虐待のことなのですが、医療機関で発見されるケースもないわけではないと思いますが、そういうことに関してはここでは触れられていませんが、医療機関に対する啓発です。例えば発達障害なのか、しつけの問題なのか、本当に虐待なのかとか何だか分からないことによく遭遇しますが、そういったことに対して医療者がどのようなところに注目して見つけていけばいいのか、見つけた後の対処のしかたとか。あとは台東区でどれぐらいの数がいるのかとか、不勉強でよく分からないのですが、そういったことを医師会向けに発信していただけるといいかなと。

時々東京都の事業が何かで医師会で講演会をやっていますが、何か忘れた頃にやって、すぐま

た忘れるみたいな繰り返しになってしまっているの、定期的に医師会向けに、医療者向けということ。何か発信する機会があればいいなと思っているのですが、今何かやっていますか。

酒井課長：医師会の代表の方に、区の要保護児童支援ネットワークにお入りいただいて、代表者会議を年に1回やっておりまして、ご出席はいただいているのですが。

善平委員：そこでの意見交換だけで、各々の医療機関までは。

酒井課長：もっと広くというのは、今はなかなか難しいので、例えば区の虐待のケースワーカーが何か実情をお話するとか、そういった機会を設けるようなことを少し検討させていただければと思います。

善平委員：ありがとうございます。

松原委員長：報告の中にあつた居所不明児童をフォローアップしていくということについては、少し恒常的におやりになるつもりですか。

酒井課長：今庁内で、どういうものが一番いいのかを話しあっているのですが、1か月に1回は情報を集約し、そして期間を決めてなるべくその範囲内で調査を終わらせていくということを検討して、おおよそのルールを作っておりますので、その形で今後も把握をし、対応していきたいと考えております。

松原委員長：それは33ページのところに未然防止・早期発見というのが書いてあるのですが、ここに方向性で入ってくることもかもしれないですね。別に居所不明だから児童虐待しているとは言いませんけれど。

酒井課長：虐待に限らないところがなかなか難しいです。

松原委員長：権利擁護全般の話かもしれないですね。他にはいかがですか。

堀内副委員長：全体を見てイメージすることが非常に難しいのですが、自分自身関心があるところをよく読んできたつもりなのですが。22ページに、学齢期の放課後支援という項目がございます。その中にこどもクラブというものの設置が書いてございますが、これがいわゆる学童保育とされている中身と同一のものですね。

前田課長：その通りでございます。

堀内副委員長：今台東区の場合は、こどもクラブを設置することで、ほぼ子どもたちのニーズは受け止めて、所属が可能になっているわけですね。

前田課長：現在、待機児童が 20 名ほど出ている状況でございます。

堀内副委員長：それをさらに拡張していく、支援を拡大していくというのが一つのこの内容になってくるわけですが、これを 6 年生まで延長して、居場所づくりをさらに拡張していくというような方向性がここにあるわけです。その方向性については大変うれしい思いをしておりますが、現実にこどもクラブを拡張してだけでこれが済まされるものなのかどうなのか、少し気になりました。

前田課長：確かにおっしゃる通り、学童クラブだけで対応するというのは正直厳しいというのは、6 年生まで拡大されるとあるという認識はもちろん持っております。現在こちらの計画でも、児童館の活用ですとか、あるいは放課後の対策事業を別の担当になりますがやっておりますので、そういった子どもたちの居場所をどうしようかというところは、総合的に考えていきたいと思っております。

堀内副委員長：学校への負担を大きくしたくないと思いながら、こどもクラブに入るまでは行かない、だけど、学校が終わってから多少学校の中に居場所があって、過ごすことができればいいなという保護者も結構多いのではないかなと。で、現実に都内をいくつか見ていくと、コミュニティスクールの設置の中だとか、あるいは学校支援本部を立ち上げて、その中でそういうものを受け止めながら学校の居場所を作っているというのが、各区の中でもかなり進んでいるところがあちらこちらにあると思いますが、特にそういう計画までは今は。

前田課長：現時点ではそういう学校の中で放課後もいられるような方法ができないかということについては、その視点に当てて今それを検討している最中です。

堀内副委員長：ぜひそのような検討をしていただきたいと思えますし、地域と一緒にしている取り組み施策という項目もありますが、少しそのような方向へも進んでいく必要があるのかなと思ったりします。

松原委員長：他にいかがでしょうか。

藤巻委員：学童のことなのですが、保育所を出まして学童に行くようになるのですが、必ず子どもが嫌がるというか、あまりいいお話を聞かないのです。それで内容として職員と書いてありますが、この職員というのは資格のある方ですとか、それなりの教育を受けている方なのか中身が分からないのです。ただ 4 月に入った時に、結構嫌がる子どもがいていつも困っているのですが。

前田課長：今現在こどもクラブ、公設民営クラブが 21 か所、民設民営が 1 か所、計 22 か所ございまして、全て委託でございまして、民間事業者で運営している状況でございます。その指導員

については、資格を持っている職員がほとんどでございますので、資格的にはそういう形になってございます。ただ、そういった状況をお聞きしましたので、改めてその状況については確認をいたします。

藤巻委員：上級生がいますよね。そこがうまく行かないのか分からないのですが、嫌がって学童に行かないお子さんがいたり、やめてしまうお子さんがいて、毎年それが出るのです。だから学童はどういうふうに行っているのかなと思いました。

松原委員長：教育・保育の質の向上と一緒に、放課後支援の質の向上もあるかもしれないですね。他にいかがでしょうか。名称はこのようなものですか。柔らかい愛称は付けない、あまりそのつもりはないですか。

酒井課長：例えば公募をするのかどうかとか、そこは庁内で検討してみようと思います。

松原委員長：公募区民の方いかがですか。何かいかにも行政的で、今更パンダでもないとは思いますが。何か概要版みたいなものは作られますか、このままですか。区民目線で見ると、どうやったらこれを読んでいただけるかという何かアイデアがあれば出していただきたいのですがいかがですか。まさにこれを読んでいただかなければいけないので。絵もなし。

酒井課長：計画を作った後に、特集号を作ってそれで周知をするというのは考えているのですが、冊子形式の概要版というのは、今回は考えていなかったです。どのようにすれば皆さんにご理解いただけるのか、一番大事なのはやはりこういう事業があります、こういうことをやっていますということだと思いますので、その辺についてペーパーにすることが全てだとも思いませんので、その辺の工夫は考えさせていただきたいと思います。

松原委員長：これだけ利用できる事業があるんだというのを、実はご存じない方も結構いらっしゃるかもしれないですね。

藤巻委員：社会福祉の保育所では、どこがやっているかは分かりませんが、私たちの園では、たまごクラブというのを作ってまして、月に1回未就園のお子さん、自由にいらしてくださいというので遊ぶ場を設けています。それで給食を食べられる方は食べて帰っていただくというのをどの保育所もやっているのではないかな。月に1回なのですが、東京都の指導でできているのですが、それをやっています。当然いろいろな保育所があるので、そこもちょっとどこかに載せていただくと利用できると思います。

酒井課長：ありがとうございます。

松原委員長：一般的な企業レベルで言うと、ある種のサービス提供をすると、うんと宣伝をして、それで顧客が増えていかないとつぶれてしまうわけです。意外と行政のこういう施策って宣伝下

手で、クリックを四つぐらいしないと使えるところまで行けないという、何か少し隠しているような印象が。そんなことはないとは思いますが、もう少し到達しやすいような工夫もあっていいのではないかと思うのです。

酒井課長：ホームページをどう見せていくかというのは課題もあると思っています。ただ、区全体で作っているものなので、その辺は担当と相談しなければいけないのですが、できるだけ情報が1か所にまとまって見やすいようにとは思っています。

あともう一つ、こういう子育てハンドブックという網羅的に情報を入れているものは作ってお配りしております。これも引き続きやっていきたいと思っています。

松原委員長：それは転入時に配付ですか。出産時ですか。

事務局：両方やっています。転入ももちろんやりますし、母子手帳を取りに行く時にこれも入っているという形でお知らせはしております。

森部委員：でも、区民の方が知るには、やはり友達の口コミとか、そういうのが一番多いと思うのです。パンフレットがあるから読んでくださいとか、今言われたような、私もそれ持っていますが、全部を見ているってなかなかしないし。例えば、お母さんがお子さんが生まれて、ああって悩んだ時に、あの本へ行くとは思えないのですね。だからそういう時って、こういうのもあるよと隣近所というか、まあ来ているお母さんがいたら、そういうのをどうしたらいいのか、できるだけ声を掛けてあげてくださいよと言うようにすることが結構大事ではないかと思うのです。

台東区報を出していますよ、あそこに書いてありますよと言っても、なかなか読んでくれないだろうと。それだったらまだ町会の掲示板って言うのですか、ああいうのに貼って、こういうサークルがありますよという方がもっと効果があるように思うのですね。それ一つでいっぱい載せられても見ないですね。だからそういう方がいい感じがします。

松原委員長：そういう意味でも、子育てひろばは大切に、口コミで、ここに行ったら良かったとかがあるので、柱としては入れておきたいところですね。

酒井課長：あと保健所の職員が全戸訪問したりですとか、健診だったりという時にもそういった情報はどんどん提供させていただいてと思っておりますし、そこから子ども家庭支援センターに行っていただくように促してもらおうとか、その辺は一生懸命広げていきたいと思えます。

松原委員長：先ほどおっしゃっていた利用者支援の担当者が口コミになれるかどうかですよ。他にいかがですか。

森部委員：それから名前はそうですね、今、委員長が言われている行政的だと。パッと見た時に、あ、何だろうってお母さんが思ってくれば読んでくれるのではないですか。子育て支援と言ったら、もうって感じになってしまうのではないですか。何かそれなりのイメージで終わってし

まうので、何だろうと思わせた方がいい。そういう何かいい名前が付くといいのかなっていう感じもするのですが、今言われてそう思いました。

松原委員長：他にいかがですか。よろしいでしょうか。

宇津木委員：私は主任児童委員としてはばたき 21 で保健所がしていらっしゃる事業に少しお手伝いに行くようにしているのです。そこで積極的にお母さん方の交流ができる方はよろしいのですが、やっとやっとそこまで来て、身長・体重をはかってもらって、たまたま赤ちゃんが泣くので母乳を飲ませたいということで私たちがいる部屋の方に来てくださって。グループに入れずに、でもとっても初めての子で心配で、しかも周りに誰も相談する人がいないのだろうなという、大変暗く落ち込んでしまって不安だらけのお母さんをたまに見かけます。そういう方にはそっと声を掛けてみてお話を聞くと、すごく不安なのだということを段々話してくださるのでお話をして。で、中には何か月になったらどんなおもちゃを与えればいいですか、どういことをすればいいですかという質問がよくあるのです。だから子どもにおもちゃは何か月になったら与えるということはないのですよということで、それこそ提案を、足が最初のおもちゃだしというお話をしていくと、とっても安心なさるのですけれども。

先ほど保健所で行って、家庭訪問をしてというお話があったのですが、私が子どもを育てている時に確かに来てくださったのです、保健所の方が。でもたった 1 回です。子ども 1 人に対してたった 1 回の訪問で終わります。そうすると、とても不安を抱えていても 1 回の訪問では恐らく相談できないと思うのです。そこでお話をしていきます、広げていきますって言っていただいても、はばたき 21 だったり、いろいろな事業に出てくるお母さんはまだいいのです。そこまでの第一歩を出せないで家庭に引きこもって、不安を抱えてっていうお母さま方に、行政というか、そういうところが働きかけてチャンスを作ってというところをもう少ししていただくといいなど。そういうことを知ることさえもないと思うのですね。こういう本を読むこともない。不安だらけの中で、文字だけが並んだこれを恐らく読むゆとりがないと思いますね。だからその辺をもう少し何か工夫があるといいかなと。

すごく積極的にどんどんこういうものを読んだりとか、情報をインターネットを使って調べられるお母さま方はまだいいのですが、そういったところを少し、いろいろな問題の子どもとかを抱えているお母さんたちも、結局全部抱えていらっしゃるのだなというところを感じますので。

松原委員長：重要な課題で、最後にそこが残りますね。おっしゃる通りです。なかなかこれといった妙案は出てこないかもしれないですが、待ちの姿勢だけではなくて、リーチアウトして出ていく姿勢が必要だと思います。

善平委員：昨日も来ていた 0 歳と 2 歳のお母さんなのですが、頭が痛いというのです。でも、子育てに自信がないというか弱っているというか、誰に相談しようかという感じで、結局誰にも相談しないで 1 人で頭が痛くなっている方が、それに似たようなお母さんが時々患者さんとして来て、授乳しているから痛み止めもそんなに強烈なものは出せないと考えて悩むわけですが、こういうのを支援してあげる機関が私には分からないので、保健師さんに相談すればいいのではない

かと思うのですが、何か敷居も高そうだしということになるとどうすればいいのかと。

清古委員：地区を担当している保健師が必ずおりますので、気軽にどこの何丁目のこういった方がいるとつないでいただくと、訪問したりできますので。それはお母さんの了解がいるのですが。

松原委員長：あとは子ども家庭支援センターがありますから。

善平委員：まあ行かないでしょうね。出かけていかないだろうから。

松原委員長：電話で匿名でもいいから電話してごらんでもいいかもしれないですね。

酒井課長：子育て総合相談という形で受けているので、そういう意味では、先生たちのところにそういう情報をもっともっと私たちが発信して何かいろいろやっていければと。

善平委員：小児科の先生だったら十分に情報はあるのしょうけれど、われわれ内科で時々子どもを診るといって医者にとっては情報不足かもしれないので。いろいろ教えてください。

松原委員長：そういう意味でも医療との日頃からのネットワークが大切ですね。

清古委員：何かそういう時に渡せるようなメッセージカードとかあるといいかもしれませんね。それはまたこちらの方で考えないといけません。あとはこれには書かれていないのですが、今予防接種が何回もあるので、医療機関に行く機会が多いですね。ですからそういった時に、何かあったら保健所に連絡があるといいのかなと。その辺また連携を考えたいと思います。

松原委員長：最初匿名でも相談のプロがいるので、段々関係ができていくと、実際に来所していただけたところまで引っ張れるかもしれない。見えない方は見えないですけどね。他にいかがでしょうか。

大きな作りとしては、私が一つ注文を付けたのは、いわゆる親子ひろば的なものの柱を立てられないかというところが一つあります。で、あとはそれぞれの施策の部分については、いろいろなご意見が出たのと、それからあとはいかにこれを、あるいはこの中身を子育て中、あるいはこれからお子さんを産む方に知っていただくかということでいろいろ議論が出ました。それとこういうものを提供しながら、台東区で子育てをしていくことの楽しさみたいなことが伝わるというお話がありました。

他にご意見はいかがでしょう。それでは量の部分については、今までで一定の量の確保ができるだろうというところは議論をしてきましたので、今日お話が出ていました質のところは教育も保育も、それから放課後児童のところもすごく大切なところだと思います。これは職員の確保もそうですし、人材の養成、どれだけ安定的に勤めていただけるかという労働条件等もありますので、ぜひそのところも、今日の柱に入っていますが、ご留意をいただきたいと思います。

## その他

松原委員長：他にご発言がなければ議事を進めますとその他になりますが、よろしいでしょうか。それではその他ということで、事務局からございますか。

事務局：本日は以上でございます。

松原委員長：おおよその感じとしては、次回はいつぐらいになりますか。

事務局：1月の中旬頃を予定しております。

松原委員長：よろしいでしょうか。それでは今日は議事をこれで終了したいと思います。これをもちまして第3回協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上